



JASDAQ

平成 24 年 1 月 23 日

各 位

会 社 名 ヤマトマテリアル株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 森川 香
(JASDAQ・コード7620)
問 合 せ 先
役職・氏名 取締役企画本部長 松崎 一夫
電 話 03-5639-3085

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 24 年 2 月 27 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び全部取得条項付普通株式（下記「I. 1. (1) 変更の理由②」において定義いたします。）の取得について付議することを決議し、併せて、本臨時株主総会と同日開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に、全部取得条項に係る定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 定款一部変更

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件その1」）

(1) 変更の理由

平成 23 年 12 月 7 日付当社プレスリリース「株式会社森川企画による当社普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」及び同日付当社プレスリリース「親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」においてご報告申し上げておりますとおり、株式会社森川企画（以下「森川企画」といいます。）は、平成 23 年 10 月 24 日から当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは平成 23 年 12 月 6 日に終了しております。本公開買付けの結果、森川企画は、平成 23 年 12 月 13 日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式 3,618,277 株（議決権数：3,618 個、平成 23 年 9 月 30 日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合：97.42%）を保有するに至り、当社の親会社となっております。

森川企画は、平成 23 年 10 月 21 日付森川企画のプレスリリース「ヤマトマテリアル株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、当社が今後も上場を維持することによるメリット、デメリットを勘案しつつ、当社の株主の皆様にはマイナスのリスクが及ぶことを回避し、短期的な業績に左右されることなく当社が中長期的に成長し、持続的な企業価値向上を実現するためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、森川企画が当社の発行済普通株式の全てを取得して非上場化し、短期的な業績変動に左右されずに機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築した上で、当社の経営陣及び従業員が一丸となって当社の事業構造の改革及び取り組みの強化を積極的に行うことが最善の手段であると考えに至り、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により当社を完全子会社化する一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けの実施を決定するに至ったとのことです。

これに対して、当社としましては、平成 23 年 10 月 21 日付当社プレスリリース「公開買付けの賛同意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」にてお知らせ申し上げておりますとおり、平成 23 年 10 月 21 日に開催された当社の取締役会において、本取引に関し当社の一般株主と利益が相反しないと考えられる委員 3 名から構成される第三者委員会（以下「本委員会」といいます。）からの答申並びに当社普通株式の株式価値を算定する第三者算定機関による算定結果等及び本取引に関する法務アドバイザーからの助言等を踏まえ、森川香氏及び森川智氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することについて決議しております。

当社は、以上の経緯を経て本公開買付けが成立して森川企画が当社普通株式 3,618,277 株（議決権数：3,618 個、平成 23 年 9 月 30 日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合：97.42%）を保有するに至ったこと等を踏まえ、本臨時株主総会及び本種類株主総会において当社の株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、以下の①から③までの方法により、当社が森川企画の完全子会社となるための手続（以下「本完全子会社化手続」と総称します。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更し、下記（2）の定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（かかる全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（但し、当社の保有する自己株式を除きます。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 0.00000967 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社は、当社を除く全部取得条項付普通株式に係る株主（以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式を 0.00000967 株の割合をもって交付いたします。なお、この際、森川企画以外の全部取得条項付普通株主の皆様に対して交付される A 種種類株式の数は、いずれも 1 株未満の端数となる予定です。

なお、当社は、全部取得条項付普通株主の皆様に対して A 種種類株式を割り当てた結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（但し、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の A 種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、森川企画に当該 A 種種類株式を売却することを予定しております。

この場合の当該 A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、585 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株あたりの公開買付価格）に各全部取得条項付普通株主の皆様が従前保有していた当社普通株式の数を乗じた金額に相当する金額が当該全部取得条項付普通株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

「定款一部変更の件その1」は、本完全子会社化手続のうち、上記①を実施するものです。
 会社法上、全部取得条項の付された株式は、種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。「定款一部変更の件その1」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件その1」が原案どおり承認可決された時点で、その効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式 第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、1,500万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p>	<p>第2章 株式 第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、1,500万株とし、<u>このうち普通株式の発行可能種類株式総数は14,999,000株、第6条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）の発行可能種類株式総数は1,000株とする。</u></p> <p><u>第6条の2（A種種類株式）</u> 当社の残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>第8条（単元株式数） 当社の普通株式の単元株式数は、1,000株とし、<u>A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p>
<p>第3章 株主総会 (新設)</p>	<p>第3章 株主総会 <u>第17条の2（種類株主総会）</u> <u>第14条、第15条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p>

	<p><u>2 第 17 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3 第 17 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にそれぞれこれを準用する。</u></p>
--	---

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件その 2」）

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件その 2」は、上記「1. (1) 変更の理由」においてご説明申し上げましたとおり、本完全子会社化手続の②として、「定款一部変更の件その 1」に係る変更後の定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、「定款一部変更の件その 1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となる A 種種類株式を 0.00000967 株の割合をもって交付する旨の定めとして、下記 (2) の追加変更案第 6 条の 3 を新設するものであります。

「定款一部変更の件その 2」の承認後、株主総会の特別決議によって当社が全部取得条項付普通株主の皆様から全部取得条項付普通株式を取得した場合には（本完全子会社化手続の③）、森川企画以外の全部取得条項付普通株主の皆様に対して交付される A 種種類株式の数は、いずれも 1 株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであり、「定款一部変更の件その 1」に係る変更後の定款の一部を追加変更するものであります。なお、「定款一部変更の件その 2」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件その 1」及び下記 II. 記載の「全部取得条項付普通株式の取得の件」がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件その 2」と同内容の定款変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成 24 年 3 月 28 日に、その効力を生じるものいたします。

(下線は変更部分を示しております。)

「定款一部変更の件その 1」に係る 変更後の定款	追加変更案
<p>第 2 章 株式 (新設)</p>	<p>第 2 章 株式 <u>(全部取得条項)</u> 第 6 条の 3 <u>当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式 1 株につき A 種種類株式を 0.00000967 株の割合をもって交付する。</u></p> <p>附則 第 1 条 <u>本定款第 6 条の 3 の規定は、平成 24 年 3 月 28 日をもって効力を生じるものとし、同日の経過をもって本条を削除するものとする。</u></p>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

上記「I. 1. (1) 変更の理由」においてご説明申し上げましたとおり、当社は、当社の株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本完全子会社化手続を実施することといたしました。

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、上記「I. 1. (1) 変更の理由」においてご説明申し上げました本完全子会社化手続の③として、会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件その 1」及び「定款一部変更の件その 2」に係る変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、以下に定めるとおり、「定款一部変更の件その 1」に係る変更後の定款に設けられる A 種種類株式を交付するものであります。

当社は、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 0.00000967 株の割合をもって交付いたします。前記のとおり、この際に森川企画以外の全部取得条項付普通株主の皆様に対して交付される A 種種類株式の数は、いずれも 1 株未満の端数となる予定です。

当社は、全部取得条項付普通株主の皆様に対して A 種種類株式を割り当てた結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（但し、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の A 種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で森川企画に当該 A 種種類株式を売却することを予定しております。

この場合の当該 A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、金 585 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株あたりの公開買付け価格）に各全部取得条項付普通株主の皆様が従前保有していた当社普通株式の数を乗じた金額に相当する金銭が当該全部取得条項付普通株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項
会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件その 1」及び「定款一部変更の件その 2」に係る変更後の当社定款の規定に基づき、取得日（下記 (2) において定めます。）において、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株の取得と引換えに、A 種種類株式を 0.00000967 株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成 24 年 3 月 28 日といたします。

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件その 1」及び「定款一部変更の件その 2」がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件その 2」と同内容の定款変更に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件その 2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力を生じるものとします。なお、その他の必要事項につきましては、当社取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止の予定について

本臨時株主総会において「定款一部変更の件その 1」、「定款一部変更の件その 2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」がいずれも原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件その 2」と同内容の定款変更に係る議案が原案どおり承認可決された場合に

は、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所の定めるJASDAQの上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成24年2月27日から平成24年3月22日までの間、整理銘柄に指定された後、平成24年3月23日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

Ⅲ. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成24年2月27日（月）
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件その1」）の効力発生日	平成24年2月27日（月）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成24年2月27日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成24年2月28日（火）
当社普通株式の売買最終日	平成24年3月22日（木）
当社普通株式の上場廃止日	平成24年3月23日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成24年3月27日（火）
全部取得条項に係る定款一部変更（「定款一部変更の件その2」）の効力発生日	平成24年3月28日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成24年3月28日（水）

Ⅳ. 支配株主との取引等に関する事項

上記Ⅱ.に記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本件取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当しますが、当社は、本公開買付け及び本件取得を含めた当社を森川企画の完全子会社とする一連の取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成23年10月21日付当社プレスリリース「公開買付けの賛同意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の2.（5）「公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」記載の各措置を講じております。

また、上記平成23年10月21日付当社プレスリリースにてご報告申し上げておりますとおり、当社取締役会は、意思決定の恣意性を排し、手続の公正を担保する観点から、平成23年9月9日、当社の社外監査役である野下えみ氏（なお、野下氏は大阪証券取引所企業行動規範に関する規則第7条に定める独立役員に指定されております。）並びに外部有識者である鈴木良和氏（弁護士）及び波光史成氏（公認会計士）から構成される本委員会を設置し、本委員会に対し、(a) 本取引に係る手続の公正性、(b) 本取引の対価（本公開買付けにおける買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び本公開買付け後に予定されている二段階目の取引における対価）の公正性及び妥当性、並びに(c) 本取引に関する決議（本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することについての決議を含みます。）を当社の取締役会が行うことの是非（当該決議を行うことが少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見も含みます。）についての本委員会としての意見の提出を委嘱する旨を決議いたしました。

本委員会は、平成19年9月4日付経済産業省「企業価値の向上及び公正な手続確保のための経営者による企業買収（MBO）に関する指針」に沿って、本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、公正な手続を通じた株主利益への配慮がなされているか否か等を詳細かつ慎重に検討し、本取引の対価の公正性及び妥当性については、日比谷監査法人による当社普通株式の株式価値算定結果の合理性、本委員会と森川企画との間で真摯な交渉が行われたこと等を総合的に勘案し、委員全員の一致で、当社の取締役会に対し、(a) 本取引に係る手続は公正である旨、(b) 本取引の対価

（本公開買付価格及び本公開買付け後に予定されている二段階目の取引における対価）は公正かつ妥当である旨、及び（c）本取引に関する決議（本公開買付けについて、賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することについての決議を含みます。）を当社の取締役会が行うことは相当である旨の答申を行い、加えて、当該答申において、当社の取締役会が、本件取得を含めた当社普通株式を非公開化するための一連の取引（本取引）に関する決議を行うことが、当社の少数株主にとって不利益でない旨の意見を述べております。

なお、本公開買付けの成立に伴い、平成 23 年 12 月 13 日付で、森川企画は当社の支配株主となりましたが、本日現在、当社は、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」については定めておりません。但し、当社といたしましては、上記のような措置を講じていることから、本取引は、少数株主にとって不利益なものではないと考えております。

以上